

帯広畜産大学

# 研究費使用の手引き

研究支援課

財 務 課

## ○ 目 次

### 〈心得〉 研究支援課

- 1 「研究費使用の手引き」作成の主旨
- 2 研究活動に携わる者の行動指針
- 3 研究費の管理責任体制
- 4 研究費の種類
- 5 研究費の不正使用
- 6 不正使用を行った場合の処分
- 7 研究費の使い方には便利なルール
- 8 相談窓口
- 9 研究費の使用に関する誓約書

### 〈使用ルール〉 研究支援課

- 1 文部科学省科学研究費補助金執行等に関するマニュアル

### 〈参考資料〉

農林水産省農林技術会議事務局総務課契約班<23.12.15>  
委託事業に係る経理処理において特にご留意いただく点  
について

### 〈使い方〉 財務課

物品等の発注及び検収体制について

- 1 予算責任者の権限と責任等について
- 2 発注体制について
- 3 検収体制について

## 1 「研究費使用の手引き」作成の主旨

本学は、平成23年8月5日に公的研究費等の不適切な使用についての調査結果を公表しました。

本学では、二度とこのような行為が発生しないように全学をあげて再発防止に取り組み、帯広畜産大学の信頼回復に努めて行かなければなりません。

### (1) 今までの取組

- ① 財務会計システムの導入（平成16年4月）
- ② 監査室の設置（平成17年10月）
- ③ 監査室を学長直属の組織に改編（平成19年4月）
- ④ コンプライアンス室の設置（平成19年6月）
- ⑤ 研究費の不正使用防止等に関する規程の制定（平成19年10月）
- ⑥ 研究活動に携わる者の行動指針の制定（平成19年10月）
- ⑦ 研究費の受入から執行までの統一的マニュアルの作成・公表（平成19年10月）
- ⑧ 研究費の不正使用に係る通報窓口の設置（平成19年10月）
- ⑨ 検収室の設置による検収体制の整備（平成20年4月）

### (2) 二度とこのような問題が発生しないような一層の取り組み強化

- ① 教員発注の廃止
- ② 検収体制の強化
- ③ 内部監査体制と研究費モニタリングの強化
- ④ 学内予算制度の見直し
- ⑤ 教員と事務職員のコミュニケーションの充実
- ⑥ 不正使用防止のための意識の徹底

#### ● 年間を通じた研修会，説明会の実施

毎年3回程度、教員及び関係職員を対象に、研究費の不正使用防止に関する研修会及び説明会を開催し、コンプライアンス意識の向上と使用ルールの徹底を図る。併せて教員からの研究費使用に関する要望等も聴取する。本説明会等には必ず年1回以上の出席を義務づけることとし、出席しない教員には競争的資金等の申請・使用を認めないこととする。

#### ● 研究費使用ルールの周知徹底

既に作成済の会計業務マニュアル等の見直しを行い、再発防止策を盛り込んだ研究費使用ルール等をホームページに公表し、上記の研修会等で説明して周知徹底を図る。

#### ● 誓約書の提出

全教員に対して、全ての研究費に関して不正使用を行わない旨の包括的な誓約書の提出を義務付けて、研究費が国民の税金等を原資としており、研究費の使用が及び大学には国民等に対する説明責任があることについて意識啓発を図る。

#### ⑦ 研究費不正使用対応に関する理解度調査

## 2 研究活動に携わる者の行動指針

研究費の使用に関し、研究者及び関係職員の遵守すべき責務及び決意を定めた、「研究活動に携わる者の行動指針(平成19年10月18日制定)」を常に意識して行動してください。

帯広畜産大学(以下「本学」という。)における研究活動の基本方針は、獣医・農畜産分野の世界的水準の研究を推進するとともに、食の安全確保に関する実践研究の成果を社会に還元することである。

この基本方針の下に実施される全ての研究活動は、人類の繁栄、地球環境の保全に貢献すべきものであり、また、研究活動に必要な経費の殆どを公的資金によって支えられている国立大学法人として、研究に対する国民の期待・信用を裏切ることとはあってはならない。

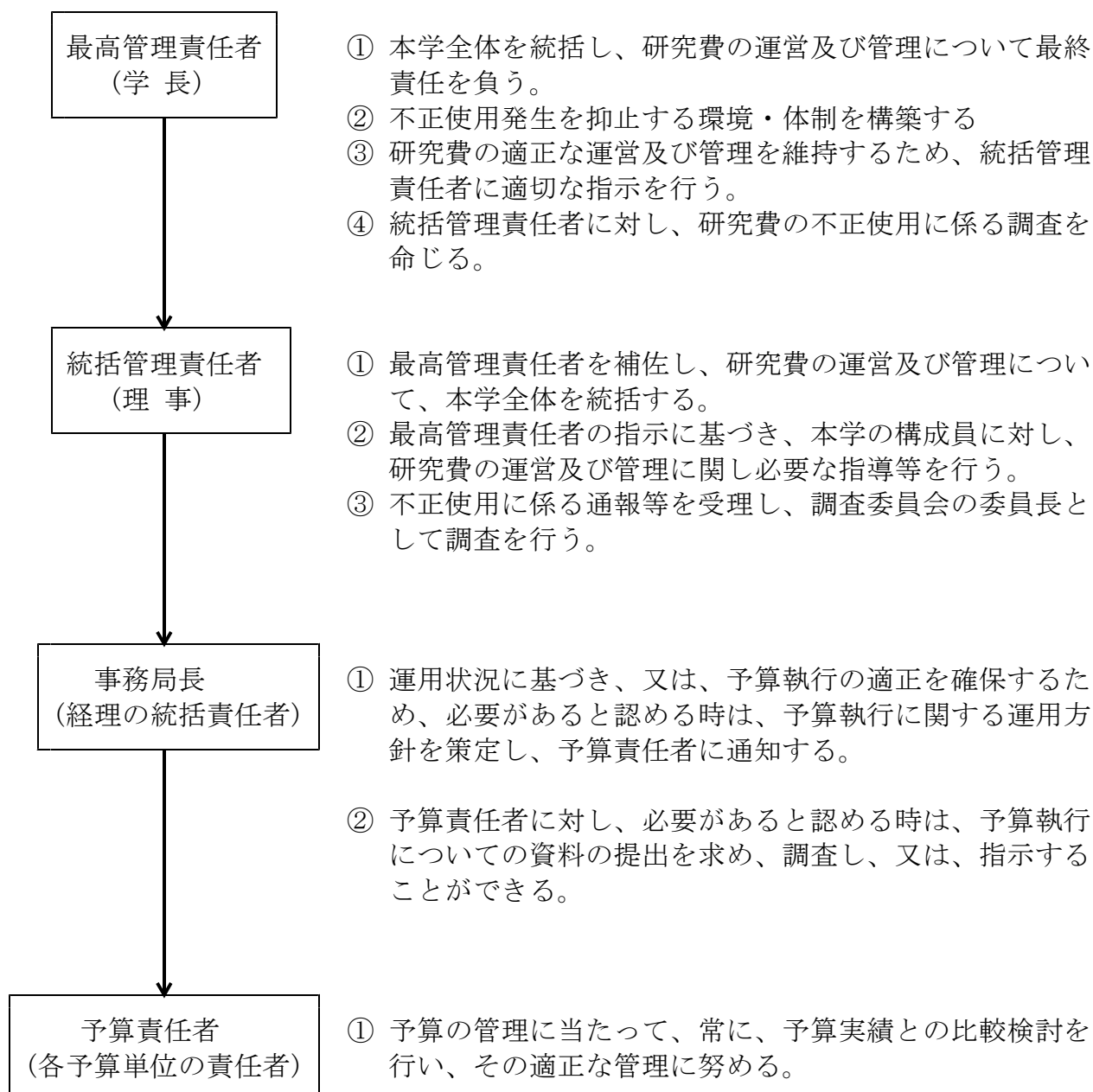
しかし、昨今、我が国の科学の世界において、データの捏造等の不正行為や公的研究費の不正使用等、国民の信用を失墜させる事例が相次いで指摘されている。

本学は、このような不正行為に対して厳しい姿勢で臨むこととし、研究者、事務職員等研究活動に携わる全ての者が、今まで以上に、国民の信頼の上に成り立つ国立大学法人の職員であることを自覚し、不正に対して自律をもって行動するための基本的な指針を以下のとおり制定する。

1. 研究活動は、日本学術会議が策定した「科学者の行動規範(平成18年10月3日):別紙」を遵守して行うとともに、その成果は、社会に還元することを目的とする。
2. 研究活動において、環境の安全、人や動物の健康等に対して有害となる可能性のあるものを取り扱う場合は、関係法令・規則、学会等の指針等を遵守するよう特に留意する。  
また、ヒト・動物を対象とする研究は、生命倫理を最大限に尊重する。
3. 研究費は、研究成果を社会に還元するために預かっている貴重な資源であることを十分認識して、関係法令・規則、研究費使用ルール等を遵守し適正に取扱う。
4. 研究費の取扱いに関して疑問点、問題点が生じた場合は、独自の判断によることなく、速やかに相談窓口にお問い合わせ、適切に対処する。
5. 研究費の受入・執行・管理等に携わる者は、不正を防止する視点とルールの範囲内で研究を効果的に進める視点の双方を常に意識して業務を遂行する。  
また、常に組織的な対応を行うことを心がけるとともに、不正防止に関する業務の改善・充実に努める。
6. 不正・不適切な行為を発見又は発生する可能性を予見した者は、当該行為を組織全体の問題として捉え、自身の職責、職務内容等にかかわらず、毅然とした態度で対応する。
7. 若手研究者・学生に対して指導的立場にある者は、研究活動における不正行為の禁止、研究・調査データの厳正な取扱い等の作法、研究費の適正な使用等を教授することを常に心がけて実践する。

### 3 帯広畜産大学における研究費の管理責任体制

国立大学法人帯広畜産大学研究費の不正使用防止等に関する規程(平成19年10月9日)により、管理責任体制が明確にされています。



#### 4 研究費の種類

研究費には、大きく分類して、① 競争的資金等、② 独立行政法人・地方自治体・財団法人、民間企業からの研究資金、③ 運営費交付金 ④ 受託事業費 の4種類があり 研究費の種類毎に遵守すべき使用ルールがあります。

研究費の種類		適用される使用ルール
① 競争的資金等 ・国 ・独立行政法人 ・公益法人 ・財団	補助金(研究者個人に交付される) ・文部科学省科学研究費 ・厚生労働省科学研究費	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・補助金毎の補助条件 ・本学会計規程等
	委託費(研究機関に交付される) ・都市エリア(十勝財団) ・グローバルCOE(文科省)	・委託契約書 ・研究資金制度毎のルール ・本学会計規程等
② 研究資金 ・独立行政法人 ・地方自治体 ・財団法人 ・民間法人	・受託研究費 ・共同研究費	・契約書 ・助成団体毎の使用ルール ・本学会計規程等
	・寄附金	・寄附目的 ・本学会計規程等
③ 運営費交付金	・教員に予算配分される教員基礎活動費・授業運営費等	・本学会計規程等
④ 受託事業費 ・岩手大学 ・岐阜大学	・連合大学院の経費	・本学会計規程等

##### (1) 競争的資金等について

- ・競争的資金等は、研究者個人の発意で提案され、採択された課題であっても、その原資は国民の税金等であることから、「研究者個人」ではなく「研究機関(大学)」として、管理することになります。
- ・応募・申請する研究資金が、競争的研究資金等に該当するかどうかは、各省庁のホームページ及び内閣府のホームページ (<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>) をご覧ください。内閣府のホームページには、全省庁の競争的資金等の公募が掲載されています。

(2) 財団法人及び民間企業等からの研究資金の留意点について

- ・財団法人及び民間企業等からの受託研究・共同研究には、国及び独立行政法人からの補助金や委託費を財源とした経費(再委託)がありますので、本学の会計規程等のほかに、使用ルール等があるか留意してください。

(過去の例)

- \* 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター(略称「ノーステック財団」)
- \* 財団法人十勝圏振興機構(略称「とち財団」)
- \* 株式会社三菱総合研究所

## 5 研究費の不正使用

実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして大学に提出して、不正に研究費を支出させる次の行為は、研究費の不正使用となります。

- ・カラ出張・出張費用の水増し請求
- ・カラ謝金(賃金)
- ・預け金
- ・品転
- ・期ずれ(年度末)

### (1) 研究者の意識の問題

このような意見は、社会通念上通用しません。

- ・不正使用して預けた金は、私的流用ではなく教育・研究用に使用したのだから問題はない。
- ・研究成果をあげているのだから問題がない。
- ・国の会計制度に問題があり、研究を継続させるためにはやむを得ない。

### (2) 不正使用の例

#### ① カラ出張・出張費用の水増し請求

- ・他の機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、大学に同じ旅行の旅費を請求し、二重に旅費を受給した。
- ・格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃の見積書・請求書の作成を依頼して、旅費を水増し請求した。
- ・出張を取りやめたにもかかわらず、出張報告書を提出して、不正に旅費を受給した。
- ・航空運賃と宿泊料のパック商品を利用したにもかかわらず、正規運賃の旅費を請求した。

#### ② カラ謝金(賃金)

- ・研究補助者に支払う謝金について、実際より多い作業時間を報告書に記入して大学に請求し不正に支出させた。
- ・研究室の維持・運営に必要な経費に充てるため、学生に実態を伴わない謝金を支出し、学生にこれを返還させた。

#### ③ 預け金

- ・業者取引実態と異なる虚偽の書類を作成させ、大学に代金を支払わせ、支払わせた代金を、業者に預け金として管理させた。



④ 品転

- ・研究費等の使用ルール上、購入できない物品の購入や施設改修工事をおこなうため、業者に当該経費で購入可能な消耗品等、実際の取引とは異なる虚偽の書類を作成させ、大学に代金を支払わせた。

## 6 不正使用を行った場合の処分

不正使用を行った「個人」に対する処分だけでなく、「研究機関（大学）」が資金配分機関から処分を受けることがあります。

### (1) 個人に対する処分

#### ① 学内の処分

- ・ 本学就業規則による懲戒解雇等の懲戒処分や訓告等の処分が行われます。

#### ② 資金交付機関の処分

- ・ 競争的資金等には、それぞれ制度ごとに応募資格停止、加算金(利息)を含めた資金の返還等のペナルティが設けられております。

##### <加算金>

- ・ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象となる補助金  
10.95 %
- ・ 上記以外の補助金  
5 %

##### <返 還>

- ・ 資金交付機関から、研究者個人宛に返還の請求が来ます。

- ・ 競争的資金等で不正使用した場合、他府省を含め競争的資金等への応募は、一定期間(2～5年)、制限されます。

#### ③ 法律上の処分

- ・ 本学または資金交付機関からの民事及び刑事告訴を受けることがあります。  
(私的流用)

### (2) 研究機関(大学)に対する処分

研究費管理体制の不備により、組織的な研究費の不正使用が明らかになった場合は、研究機関の全部(又は一部)に対する交付停止、応募資格停止、間接経費等の削減等が実施されます。

## 7 研究費の使い方には便利なルールがあります。

### (1) 文部科学省科学研究費補助金には、繰越制度があります。

次のような要件を満たす場合に認められます。なお、繰越しについては、事前に研究支援課に相談して下さい。

(要件1) 未然に回避することができない、やむを得ない状況であること。

〈該当しない場合〉

- ×研究者の自己都合（例えば、他業務の多忙や自己の事情に起因するものなど）。
- ×事前の調査不足、見込みが甘く、困難が容易に予想される場合。
- ×当初から当該年度中に完結しないことが明らかな場合。
- ×繰越事由の発生した時期が、交付申請時には既に発生・判明していた場合。

(要件2) 当初の研究計画を変更し、研究期間を翌年度まで延長することで当初の研究目的を達成することができること。

〈該当しない場合〉

- ×当該年度中にやり繰り（再調整）が可能である場合。
- ×研究期間を翌年度まで延長しても、完了の見込みがない場合。
- ×当初の研究目的とは異なる研究計画の変更となる場合。
- ×変更の内容が不合理な内容である場合。

(要件3) 翌年度に繰り越す経費は、交付申請書において確認できる研究計画の一部に係る経費であり、積算の内容及び金額は妥当であること。

〈該当しない場合〉

- ×余った補助金。（余剰金）

(要件4) 繰越事由が、以下のいずれかに該当すること。

- ・計画に関する諸条件（新たな知見の発見・装置の開発遅延・その他）
- ・資材の入手難（資材及び資料の入手難・マウス等実験動物の確保難・その他）
- ・研究に際しての事前調査
- ・研究方式の決定の困難
- ・気象の関係（豪雨・豪雪・風浪・その他）

### (注意事項)

- ① 2年目に繰り越した科研費は、3年目の科研費の交付時期と同じ時期に支払われますが、基本的に研究計画の内容と用途が異なる別の補助事業であることから、繰り越されたからといって合算して使用することはできません。
- ② 研究分担者に繰越事由が発生した際に、研究代表者に相談の上、研究代表者が所定の手続きを行うことで、分担金を繰り越すことができます。
- ③ 繰越は研究期間の初年度や最終年度でも繰越事由に該当するものであれば研究期間の年度に関わらず可能です。

ただし、特別研究員奨励費の最終年度は、翌年度に特別研究員としての資格を喪失するため、繰り越すことはできません。また、新学術領域研究や特定領域研究の場合は、特に最終年度における研究成果の取りまとめ等において領域の運営に支障が生じないことを領域代表者に確認してください。

## (2) 補助金等の資金立替制度

科学研究費補助金の交付内定を受けた課題又は共同研究・受託研究契約を締結したものの中で、資金交付機関の事情により、資金の交付がない場合、大学の余裕金の可能な範囲内で立替を行いますので、速やかに財務課に立替申請をしてください。

8 本学では、相談窓口と通報窓口を設置しています。

相談窓口

研究費に係る事務処理手続き及び使用等に関するルール等について学内外からの相談を受付け、明確かつ統一的な運用を図るため、研究費に係る相談窓口を置いています。

- (1) 研究費に係る申請及び受入等の事務処理手続きについては、研究支援課（内線5286）
- (2) 研究費の使用に関するルール等については、財務課（内線5256）及び研究支援課（内線5286）

通報窓口

本学における研究費の不正使用に係る通報通報窓口を設置しています。

通報窓口は、総務課長（内線5213）及び総務課課長補佐（内線5214）とする。

9 研究費の使用に関する誓約書を提出してください。

国立大学法人帯広畜産大学長 殿

### 誓 約 書

私は、帯広畜産大学の職員として、研究費の使用に当たっては、以下の事項を遵守することをここに誓います。

#### 記

1. 大学の管理すべき研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究計画等に基づき、適正かつ計画的・効率的に使用すること。
2. 研究費の使用に当たり、当該研究費の配分機関が定める各種要項及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、説明責任を果たすこと。
3. 研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めること。
4. 職員相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用防止に努めること。
5. 研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう行動すること。

平成 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

## 10 参考

- (1) 資料 : 文部科学省公表(平成24年3月2日)  
公的研究費の不適切な経理に関する調査結果について(第1報)
- (2) 文部科学省 競争的資金調整室  
研究機関における公的研究費の管理・監査関係のホームページ  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/08122501.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm)
- (3) 文部科学省 学術研究助成課  
科学研究費補助金の不正使用等の防止  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/07051621/002.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/07051621/002.htm)
- (4) 農林水産省農林水産技術会議  
農林水産省における研究活動の不正行為への対応  
<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>
- (5) 経済産業省  
研究活動の不正行為への対応に関する指針  
[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/pdf/shishin.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin.pdf)